

宮城県とみやぎ生活協同組合との
「安心して暮らせる地域づくり」に向けての包括連携協定

宮城県（以下「甲」という。）とみやぎ生活協同組合（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、県民が「安心して暮らせる地域づくり」を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、もって県民一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりを推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）震災復興支援に関すること。
- （2）食品の安全・安心に関すること。
- （3）地産地消の推進と地場産品の利用拡大に関すること。
- （4）健康増進・食育に関すること。
- （5）環境保全活動に関すること。
- （6）大規模災害時の対応に関すること。
- （7）防災・減災に関すること。
- （8）子育て支援に関すること。
- （9）高齢者支援に関すること。
- （10）障がい者支援に関すること。
- （11）生活困窮者支援に関すること。
- （12）スポーツ、文化及び芸術の振興に関すること。
- （13）その他地域社会の活性化及び県民生活の向上に関すること。

2 乙は、甲との協議により、本条に定める事項の一部を乙の関係会社を実施させることができる。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

(協定の有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条第2項に定める乙の関係会社に対して必要最小限の範囲内で情報提供する場合を除き、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承諾を得ないで他に漏らすことがあってはならない。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

平成28年6月1日

甲 宮城県知事

村 井 嘉 浩

乙 宮城県仙台市泉区八乙女四丁目2番2号
みやぎ生活協同組合
代表理事 理事長

宮 本 弘